平成２３年（フ）第１２２号
盛岡市仙北２丁目５番11号
債務者　株式会社藤助青果
代表者代表取締役　藤原　信也
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後４時55分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村井　三郎
4　破産債権の届出期間　平成23年５月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月12日午後３時30分
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第５０号
静岡県沼津市青野字水門259番地の１
債務者　株式会社エコー電子
代表者代表取締役　植松　幹治
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白井　正人
4　破産債権の届出期間　平成23年５月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月15日午前11時30分
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第９３号
高知県香南市赤岡町759番地２
債務者　有限会社野島信清商店
代表者代表取締役　澤田　太治
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　行田　博文
4　破産債権の届出期間　平成23年５月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月22日午前10時
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第９４号
広島市南区上東雲町22番17号
債務者　株式会社ＫＩ・フーズ
代表者代表取締役　高森　　梢
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三崎　和也
4　破産債権の届出期間　平成23年４月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月15日午後３時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２５１号
広島市南区金屋町４番５号
債務者　株式会社ワイズ
代表者代表取締役　安森　博幸
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長井紳一郎
4　破産債権の届出期間　平成23年４月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月15日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３３号
静岡県沼津市庄栄町６番１号
債務者　有限会社ハイ・ローズカーセールス
代表者代表取締役　廣瀬　文孝
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本多　裕子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月13日午後３時30分
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第９３号
滋賀県長浜市西浅井町塩津中389
債務者　株式会社モールキット
代表者代表取締役　藤原　健真
1　決定年月日時　平成23年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　遠藤　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月30日午前11時
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２３年（フ）第２７４号
名古屋市港区品川町１丁目63番地の２
債務者　有限会社松栄鋼業
代表者代表取締役　松川　直由
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　秀明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月31日午前11時15分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６１２号
北海道千歳市泉沢1007番261
債務者　株式会社ドーケン
代表者代表取締役　山端　廣幸
1　決定年月日時　平成23年３月15日午前11時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　三夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月７日午後２時
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６１６号
札幌市西区二十四軒３条７丁目５番、登記簿上の本店所在地札幌市西区山の手４条２丁目１番38―310号
債務者　株式会社ウエスタン・キッチン
代表者代表取締役　菅井　敏昭
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　宏樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月８日午後１時30分
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５２４号
神奈川県茅ヶ崎市東海岸南２丁目５番６号
債務者　株式会社アイランドアスク
代表者代表取締役　木村　　晃
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畔柳　秀勝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月９日午前10時50分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２７号
高知市神田1712番地
債務者　有限会社丸幸商事
代表者代表取締役　谷田　米子
1　決定年月日時　平成23年３月15日午前11時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川　　嶺
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月14日午後１時30分
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１７６１号
京都府城陽市中樋ノ上69番地の１
債務者　久日建設株式会社
代表者代表取締役　丸山　博郷
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木真一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月15日午前11時30分
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５７６号
札幌市中央区南９条西９丁目１―33　第２三協ビル、商業登記簿上の本店所在地札幌市西区西野６条２丁目３番12号
債務者　有限会社ゼネックス
代表者取締役　矢野　正浩
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後２時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中辻　　峻
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月16日午後２時
札幌地方裁判所民事第４部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第９１号
愛知県岡崎市明大寺町字大圦47番地43
債務者　早川　　紀
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白濱　重人
4　破産債権の届出期間　平成23年５月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成23年５月30日午後２時50分
6　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１６号
北海道網走郡美幌町字仲町１丁目142番地の63　羽生ハイツ２Ｆ７号
債務者　山本美知子
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　友澤　太郎
4　破産債権の届出期間　平成23年４月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月19日午前11時45分
6　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係